

## 議案第13号

### 佐倉市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり佐倉市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により議会の議決を求める。

#### 1 指定する郵便局の名称及び所在地

##### (1) 佐倉江原郵便局

佐倉市江原台一丁目3番地2

##### (2) 佐倉山王郵便局

佐倉市山王一丁目3番地3

##### (3) 佐倉志津郵便局

佐倉市上志津1825番地1

##### (4) 佐倉中志津郵便局

佐倉市中志津一丁目35番5号

#### 2 指定する郵便局において取り扱う事務

(1) 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の

発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

- (3) 法第2条第8号に規定するカード記録事項の変更の届出の受付並びに当該届出に係る個人番号カードの受付及び返還に係る個人番号カードの引渡しに関する事務

### 3 指定の期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、佐倉市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

令和8年6月8日提出

佐倉市長 西田 三十五